習志野健康福祉センター運営協議会会則

（目的）

第１条　この会則は、習志野健康福祉センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議事及び運営に関することを定めることを目的とする。

（委員の定数及び任命等）

第２条　運営協議会の委員は 30 名以内で組織する。委員は、市、関係行政機関、医療施設、社会福祉施設、学校、事業所等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認められる者の中から、健康福祉センター長の内申により千葉県知事が任命又は委嘱する。

２　委員の任期は２年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、運営協議会の事務を総括するとともに運営協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

（会議）

第４条　運営協議会の会議は、年１回会長が招集する。ただし、必要に応じて会長が臨時に招集することができる。

２　会議の議長は会長とする。

３　会議は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第５条　運営協議会に部会を置くことができる。

（事務局）

第６条　運営協議会の事務局は習志野健康福祉センターに設け、当該事務は習志野健康福祉センター総務課が掌る。

（会議の運営等）

第７条　この会則で定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（施行）

第８条　この会則は、昭和 45 年 10 月 8 日から施行する。

（附則）

この会則は、平成９年 11 月 20 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。